

ふくしまボランティアフェスティバルにおける 社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長表彰要綱

（趣 旨）

第1 社会福祉に関するボランティア活動を率先して行っているもの、または多年にわたりボランティア活動への支援を行っているものであって、その功績が特に顕著であると思われるものに対し、社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が、これを表彰し、または感謝の意を表しようとするときは、この要綱の定めるところによる。

（表彰、感謝の方法）

第2 この要綱による表彰、または感謝は、ふくしまボランティアフェスティバルの席上行うものとする。

（表彰該当の資格）

第3 表彰は、原則として、福島県社会福祉大会会長（以下「大会会長」という。）の感謝、または本要綱第4の感謝を受け、次の各号の一に該当するもののうちから行う。

（1）個 人

過去5年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動を行い、その活動が優秀であるもの。

（2）団 体

過去5年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動を行い、その活動が優秀であるもの、またはそのボランティア活動を積極的に支援しているもの。

2 前項の定めにかかわらず次の各号の一に該当するものは、表彰から除くものとする。

（1）社会福祉事業関係で、春秋叙勲、藍綬褒章、または黄綬褒章を受けたもの

（2）社会福祉事業関係で、厚生労働大臣、福島県知事（以下「県知事」という。） 全国社会福祉協議会長（以下「全社協会長」という。） 中央共同募金会長（以下「中央共募会長」という。） 大会会長、または県社協会長の表彰を受けたもの

（感謝該当の資格）

第4 感謝は、次の各号の一に該当するもののうちから行う。

（1）個 人

過去2年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動に定期的、かつ、積極的に取り組んでいるもの。

（2）グループ、団体

過去2年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動に定期的、かつ、積極的に取り組み、またはそのボランティア活動を積極的に支援しているもの。

2 前項の定めにかかわらず次の各号の一に該当するものは、感謝から除くものとする。

（1）社会福祉事業関係で、春秋叙勲、藍綬褒章、または黄綬褒章を受けたもの

（2）社会福祉事業関係で、厚生労働大臣、県知事、全社協会長、中央共募会長、大会会長、または県社協会長の表彰もしくは、感謝を受けたもの

（候補者の推薦手続き）

第5 表彰及び感謝に該当するものの候補者の推薦は、各市町村社会福祉協議会会長とする。

2 前項の定めにかかわらず、県社協会長は候補者を選ぶことができる。

3 推薦は、別紙様式により、県社協会長宛行うものとする。

(審 査)

第 6 表彰、または感謝該当者を審査するため、県社協会長が委嘱する審査委員若干名をもって組織する表彰審査委員会をおく。

2 審査委員の任期は 1 年とする。

(決 定)

第 7 県社協会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰、または感謝該当者を決定し、推薦者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。